

一般社団法人日本血栓止血学会 定款

平成 2 1 年 2 月 2 8 日作成

平成 2 1 年 6 月 4 日改訂

平成 2 2 年 6 月 2 6 日改訂

平成 2 3 年 7 月 2 3 日改訂

平成 3 0 年 6 月 2 8 日改訂

一般社団法人日本血栓止血学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本血栓止血学会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 本会は血栓止血学ならびにこれに関連する分野を研究し、斯学の進歩発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 会誌（日本血栓止血学会誌）の刊行
- (3) 研究の助成、調査及び教育の実施
- (4) 内外の関係学術団体との連携
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要とされる事業

(公告方法)

第5条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 概ね正会員5人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人
び一般財団法人に関する法律（以下単に法人法という）上の社員とする。
（端数の取扱いについては理事会で定める。）
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要
な細則は理事会において定める。

- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度7月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 10 理事又は監事は、その任務を怠った時は、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。

（入 会）

- 第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。
- 2 入会は社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（会 費）

- 第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

- 第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、会員たる資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

- (2) 死亡したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が、本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反するような行為をしたとき、若しくは会員としての義務に違反したときは、社員総会の議決により除名することができる。

(名誉会員、功勞会員)

第11条 本会に、名誉会員及び功勞会員を置く。

- (1) 名誉会員 血栓止血学に関する学術研究に顕著な功績のある者
 - (2) 功勞会員 本会の事業の振興と発展に特に顕著な功勞のある者
- 2 名誉会員及び功勞会員の推薦手続きは別に定める。

第3章 役員

(役員の種類及び員数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。
- 3 副理事長を置くことができる。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は社員総会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において選任する。

(役員職務権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の定時社員総会の終了

のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その業務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

第4章 社員総会

(招集)

第17条 本会の定時社員総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(構成)

第18条 社員総会は、社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は社員1名につき1個とする。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第20条 社員総会の議事は、法人法第49条2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決する。

(社員総会規則)

第21条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員

総会において定める社員総会規則による。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第22条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選定
- (6) 副理事長の選定

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第26条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(理事会規則)

第27条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第 28 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 29 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。

(決算)

第 30 条 本会の決算については、毎事業年度終了後、理事長が計算書類並びにこれらの附属明細を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、社員総会において承認を得るものとする。

第 7 章 学術集会及び委員会

(学術集会)

第 31 条 本会は毎年、学術集会を開催する。

2 学術集会についての規定は別に定める。

(委員会)

第 32 条 本会は、必要に応じ委員会を置くことができる。

2 委員会についての規定は別に定める。

第 8 章 名誉理事長及び顧問

(名誉理事長)

第 33 条 本会に名誉理事長を置くことができる。

2 名誉理事長は、特に功績のあった理事長経験者から選ぶものとし、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 名誉理事長は、理事会、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(顧問)

第 34 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 35 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。